第1節　防衛省・自衛隊の歩み
－防衛省・自衛隊に求められる任務・役割の拡大－

54（昭和29）年に発足した防衛庁・自衛隊は、創設以来52年目にして防衛省に移行した。その間、安全保障環境が冷戦終結を一つの転機として大きく変化する中で、国内外での大規模災害などへの対応や国際平和協力活動など、防衛省・自衛隊に求められる任務・役割は拡大している。防衛の重要性が増大し、国民の防衛省・自衛隊に対する期待も高まっている。こうした変化に伴い、防衛省においては、政策の企画立案機能を一層強化し、より実効的な防衛行政を行う必要が生じている。

本節では、こうした防衛省・自衛隊のこれまでの歩みを示すとともに、今日の防衛省・自衛隊の活動の実例を紹介する。

1 防衛省･自衛隊の歩み

1　防衛庁・自衛隊発足から冷戦終結まで

45（昭和20）年８月、わが国はポツダム宣言を受諾し、その諸条件を履行することとなった。その後、わが国は連合国軍による占領の下、旧陸海軍を解体し、再建と主権の回復にむけて努力を続けていった。一方で、米ソなどの東西冷戦の顕在化、朝鮮半島の分断、中国とソ連の友好同盟相互援助条約の締結などを背景とし、50（同25）年に朝鮮戦争が勃発した。これに伴い、在日米軍の主力が国連軍として朝鮮半島に展開する事態となったことから、国内の治安維持を図るため、政府は、同年８月警察予備隊を創設した。

51（同26）年には、対日講和条約と日米安全保障条約が調印され、翌52（同27）年４月28日、わが国は主権を回復し、独立国家として国際社会に復帰した。しかし、自国の防衛については、日米安保条約により米国軍隊の駐留を認め、直接侵略に対する防衛は米軍に依存することとした。そして、主権回復約３か月後の同年８月、警察予備隊と海上警備隊（同年４月海上保安庁の組織として発足）をあわせて保安庁を設置したが、これも警察予備隊と同様に国内の治安維持のため一般警察力を補うことがその目的であり、わが国の防衛を担当する組織を確立するには至らなかった。

53（同28）年５月に、米国が、日本に対し相互安全保障法（MSA）に基づく経済援助、武器援助を考慮していることが明らかになった。政府はこのMSAの受け入れを決定したが、MSA協定を締結するにあたっては、自ら防衛努力を行うことがその条件となっていたため、保安隊の増強問題が日米間の交渉の焦点になった。この問題について同年９月、吉田茂総理（自由党総裁）と重光葵（しげみつまもる）改進党総裁（当時野党）が会談し、長期防衛力整備計画の作成と、保安庁法を改正し保安隊を自衛隊に改め、直接侵略に対する防衛をその任務に付け加える方針で合意した。

Mutual Security Act

この政治的決断を受けて、政府はMSA交渉のため、米国へ池田勇人自由党政務調査会長を特使として派遣し、ロバートソン国務次官補と会談を行った（池田・ロバートソン会談）。日本の防衛力（日本側主張18万人、米国側主張32万5,000人）についての交渉は難航したが、米国側が防衛力増強にかかわる日本側の制約について認識したこともあり、翌54（同29）年３月、MSA協定は調印された。

一方、吉田・重光会談を契機に保守３党（自由党、改進党、日本自由党）は何度となく折衝を行い、54（同29）年３月には、防衛庁設置法案と自衛隊法案のいわゆる防衛２法案が閣議決定され、同年６月２日国会で成立し、同年７月１日に施行されるに至った。こうして、戦後初めてわが国に対する武力攻撃に際し、わが国を防衛する

防衛庁開庁記念式典（昭和29年）

自衛隊中央観閲式の後、銀座をパレードする装甲車両群（昭和33年）

自衛隊旗・自衛艦旗制定（昭和29年）

旧塗装（初期塗装）で飛行中の初期の空自ブルーインパルス（昭和35年）

国会前を埋めた安保反対闘争のデモ隊（昭和35年）

ことを任務とする組織が誕生したのである。

こうした発足の経緯から、当時の防衛庁は組織も小さく、装備品のほとんどは米国からの供与または貸与という状況であった。主な任務は、ゼロから防衛力を構築することであり、防衛力整備や人事管理を行うことであった。

冷戦期の自衛隊は、万一の侵略に備えた「抑止」との意味で、その存在自体に意義があった。冷戦終結に至るまで、防衛庁は、自衛隊を実際に動かすよりも、抑止力として「存在する自衛隊」を管理することに業務の主眼が置かれてきた。

国会において、与野党間で自衛隊の合憲性について論議される時代背景においても、自衛隊員は使命感に燃え、実直に勤務を続けた。発足から冷戦終結に至るまで、防衛庁・自衛隊は、多くの先達の識見と努力の積み重ねによって複雑な環境や条件を克服し、国民の理解と支持を深めていった。

このような努力により防衛庁・自衛隊は着実に基盤的な防衛力を整えていくこととなるが、日米安保体制の下で自衛隊の出動に至るような安全保障上の危機に直面しなかった。

バッジ・システムのデータスクリーン（昭和44年）

函館空港に強行着陸したソ連戦闘機
MiG-25（昭和51年）

儀仗隊を巡閲するレーガン米大統領（昭和58年）

日航機墜落事故に伴う災害派遣（昭和60年）

2　冷戦終結後

冷戦終結後、安全保障環境は大きく変化する。各種の事態に対応して防衛力を多様に活用する必要性が高まり、自衛隊の役割は、抑止重視の「存在する自衛隊」から、対処重視の「より機能する自衛隊」に重点を移している。

防衛省は、「より機能する自衛隊」について、防衛政策を考え、法律案を作り、実際に動かす、政策面を重視した組織へ変化している。具体的には、以下のように任務・役割が拡大し、政策官庁としての役割が増大している。（図表Ⅱ-3-1-1 参照）

これに伴い、防衛省の業務内容は、その重点が「管理」から「政策」の企画立案に移っており、防衛力の円滑かつ適切な活用のための防衛政策の企画立案機能の強化が求められるようになる。

（1）防衛省・自衛隊の任務・役割の拡大

新たな安全保障環境の下、防衛省では、重要施策の企画立案を行うことが急激に増えている。冷戦終結後昨年末までに、有事法制の成立をはじめ、法律の制定・改正が41件、条約の締結および政府間の共同発表が12件、閣議決定が９件と、実に約60件にも及ぶ防衛に関する重要な措置が政府により講じられている。（図表Ⅱ-3-1-2 参照）

図表Ⅱ－3－1－1　拡大する防衛省・自衛隊の活動など

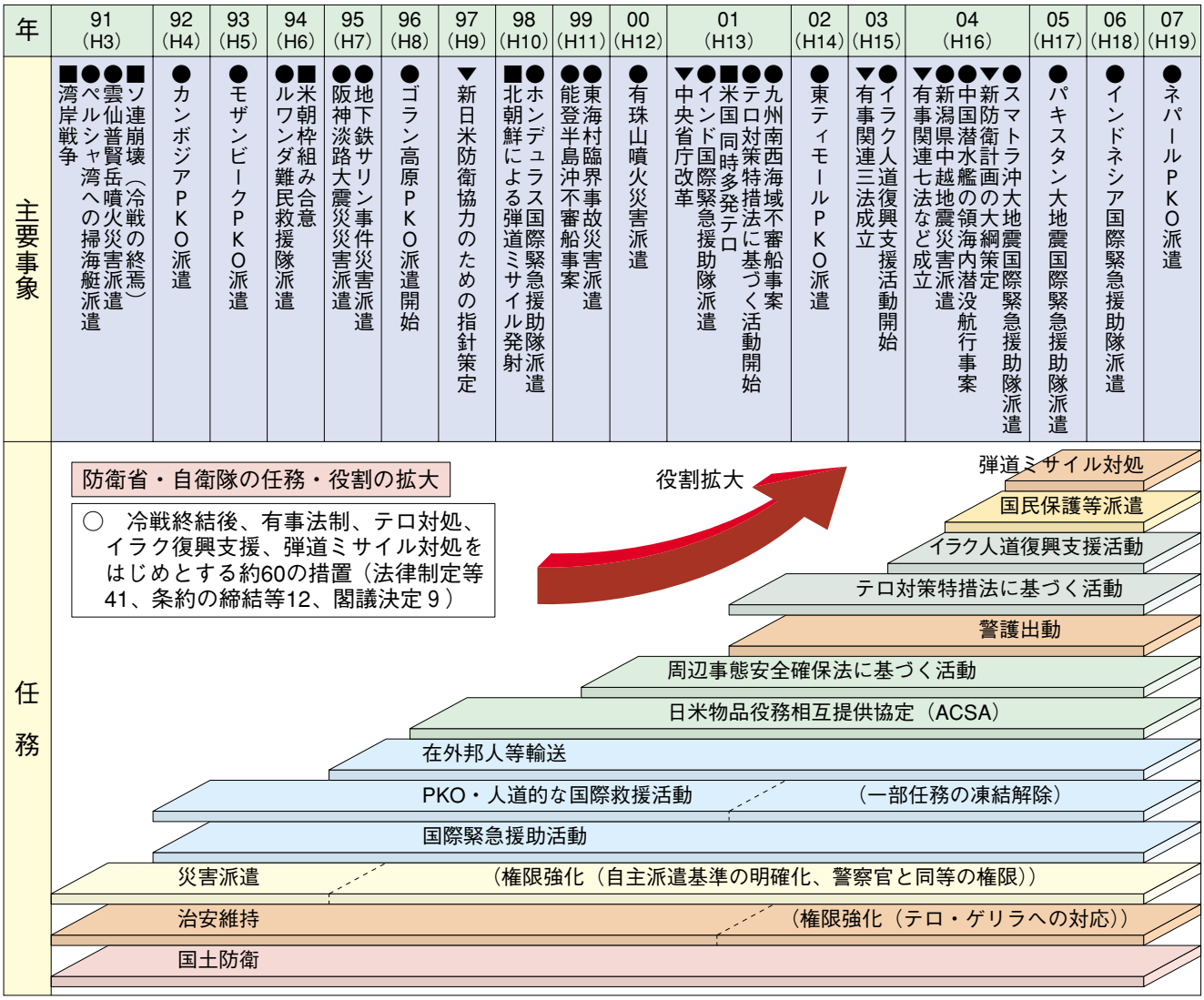

図表Ⅱ－3－1－2　冷戦終結後、防衛省（庁）・自衛隊において対応した措置・活動の実績

（平成19年３月現在）

	法律制定・改正（41件）	条約の締結及び政府間の共同発表(12件)	閣議決定（9件）
平成３年			●湾岸危機に伴う避難民の輸送に関する暫定措置に関する政令
平成４年	●国際平和協力法の成立 ●国際緊急援助隊派遣法の改正（自衛隊参加の枠組を構築）		
平成７年	●化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の成立 ●災害対策基本法・自衛隊法の改正（災害派遣時の緊急通行車両の通行確保権限を追加） ●防衛庁派遣職員処遇法の成立 ●災害対策基本法・自衛隊法の改正（災害派遣時の応急公用負担、警戒区域設定、業務従事命令の権限を追加）		●平成８年度以降に係る防衛計画の大綱
平成８年	●防衛庁設置法の改正（情報本部の新設）	●日米物品役務相互提供協定の国会承認 ●沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告	●我が国の領海及び内水で潜没航行する外国潜水艦への対処について
平成９年		●日米防衛協力の指針（ガイドライン）改定	
平成10年	●国際平和協力法の改正（上官の命令による武器使用の規定を追加）		
平成11年	●自衛隊法の改正（在外邦人等の輸送手段に船舶等を追加） ●周辺事態安全確保法の成立 ●原子力災害対策特措法・自衛隊法の改正（原子力災害派遣の規定を追加）	●日米物品役務相互提供協定改正の国会承認（周辺事態を追加）	●不審船に係る共同対処マニュアル
平成12年	●船舶検査活動法の成立		
平成13年	●自衛隊法の改正（海上警備行動時の武器使用権限を強化） ●自衛隊法の改正（治安出動下令前の情報収集、警護出動、平時における施設警護のための武器使用権限等を追加） ●自衛隊法の改正（米軍基地の警護を追加） ●自衛隊法の改正（秘密保全のための罰則強化）		

	●テロ対策特措法の成立 ●防衛庁派遣職員処遇法の改正（自衛官の派遣先に国連PKO局を追加） ●国際平和協力法の改正（PKF本体業務の凍結解除等）		
平成14年		●「２＋２」（日米安全保障協議委員会）共同発表	
平成15年	●武力攻撃事態対処法の成立 ●安全保障会議設置法の改正 ●自衛隊法等の改正（自衛隊の行動の円滑化） ●イラク人道復興支援特措法の成立 ●テロ対策特措法の改正（効力を２年間延長）		●弾道ミサイル防衛システムの整備等について
平成16年	●国民保護法の成立 ●捕虜取扱い法の成立 ●国際人道法違反処罰法の成立 ●海上輸送規制法の成立 ●自衛隊法の改正（ACSAの根拠規定の整備） ●米軍行動関連措置法の成立 ●特定公共施設利用法の成立	●ジュネーブ諸条約第１追加議定書の国会承認 ●ジュネーブ諸条約第２追加議定書の国会承認 ●日米物品役務相互提供協定改正の国会承認（事態対処法制の成立に伴う整備等）	●自衛隊と警察のテロ対策指針 ●平成17年度以降に係る防衛計画の大綱
平成17年	●自衛隊法の改正（弾道ミサイル等への対処） ●自衛隊法の改正（統合運用体制への移行） ●テロ対策特措法の改正（効力を１年間延長）	●「２＋２」（日米安全保障協議委員会）共同発表 ●日米同盟の変革と再編	
平成18年	●防衛庁設置法等の改正（内局改編による政策立案機能の強化） ●公職選挙法の改正（海外派遣部隊の不在者投票制度創設） ●テロ対策特措法の効力を一年間延長 ●防衛庁設置法等の改正（防衛省への移行） ●自衛隊法等の改正（国際平和協力活動等の本来任務化）	●再編実施のための日米のロードマップ ●新世紀の日米同盟（共同文書）	●在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について
平成19年	●米軍再編関連法の成立 ●組織改編（防衛施設庁廃止・統合）関連法の成立		●弾道ミサイル等に対する破壊措置に関する緊急対処要領

合計62の措置

(2) 国内外における活動などの増加

ア　国内における活動

阪神・淡路大震災、雲仙普賢岳噴火、地下鉄サリン事件、有珠山噴火、新潟県中越地震、集中豪雨など、自衛隊はさまざまな災害や不審船などに対応する活動を実施してきた。国内での災害対応については、04（平成16）年10月に発生した新潟県中越地震への災害派遣や本年３月に発生した能登半島地震への派遣など、阪神・淡路大震災以降昨年末までに約１万回の活動を実施し、のべ約275万人の隊員が従事している。

99（同11）年の能登半島沖での不審船事案では、自衛隊創設以来初めての海上警備行動が発令され、04（同16）年の中国原子力潜水艦による領海内潜没航行事案では、二度目の海上警備行動が発令された。

また、98（同10年）の北朝鮮による弾道ミサイル発射事案など、顕在化した弾道ミサイルの脅威に備え、弾道ミサイル防衛システムの整備を進めている。

イ　国外における活動

92（同４）年に国際平和協力法および国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律が成立し、自衛隊をカンボジアに派遣して以来、これまでモザンビーク、ザイール、ゴラン高原、東ティモールなど世界の各地で国際平和協力活動を実施してきた。国際平和協力活動については、PKOはもとより、国際緊急援助活動や、イラク人道復興支援特措法に基づくイラク人道復興支援活動、テロ対策特措法に基づくインド洋での活動など、近年特にその任務が拡大してきており、昨年末までに約20回の活動を実施し、のべ約３万人の隊員を派遣してきている。

（図表Ⅱ-3-1-3 参照）

ウ　日米防衛協力

冷戦終結後、96（同８）年の「日米安保共同宣言」、97（同９）年の「日米防衛協力のための指針」の策定などを通じて、日米間の防衛協力はより一層効果的なものとなり、日米安保体制の信頼性が一層向上した。また、01（同13）年９月11日に発生した米国同時多発テロ以降は、テロとの闘いなど国際的な活動における日米協力が進展している。さらに、米軍再編のための日米協議などにより、日米間の防衛協力関係は一層強化・拡大している。

参照＞ Ⅲ部2章（P226）

エ　安全保障対話・防衛交流

安全保障環境の改善のためには相互の信頼関係を深めることが重要との認識のもと、近年は、二国間あるいは多国間の安全保障対話・防衛交流を積極的に推進してきており、アジアの国々など18か国・機関と定期的に協議を実施している。

参照＞ Ⅲ部3章2節（P301）

(3) 防衛省・自衛隊の活動に対する支持と理解の拡大

こうした多くの隊員たちの努力により、防衛省・自衛隊の活動は、理解と支持を得るようになってきており、昨今、国内外の防衛省・自衛隊に対する見方は、52年前の創設時とは大きく異なるものとなっている。昨年実施された内閣府による世論調査では、国民の約85%が自衛隊に対し良い印象を持っているとの結果が出ている。また、自衛隊の海外における活動は、国際社会からも期待され、評価されるようになってきている。

（図表Ⅱ-3-1-4・5 参照）

参照＞ 資料61（P447）

図表Ⅱ－3－1－3　広がる自衛隊による国際平和協力活動

92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07
カンボジア国際平和協力業務（92・9―93・9）	モザンビーク国際平和協力業務（93・5―95・1）	ルワンダ難民救援国際平和協力業務（94・9―94・12）		ゴラン高原国際平和協力業務（96・2―）	邦人輸送に備えた輸送機の派遣（カンボジア）	ホンジュラス国際緊急援助活動（98・11―98・12） 邦人輸送に備えた輸送機の派遣（インドネシア）	東ティモール避難民救援国際平和協力業務（99・11―00・2） トルコ国際緊急援助活動（99・9―99・11）		テロ対策特措法に基づく協力支援活動（01・12―） アフガニスタン難民救援国際平和協力業務（01・10） インド国際緊急援助活動（01・2）	東ティモール国際平和協力業務（02・2―04・6）	イラン国際緊急援助活動（03・12―04・1） イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置（03・12―） イラク被災民救援国際平和協力業務（03・7―03・8） イラク難民救援国際平和協力業務（03・3―03・4）	タイ国際緊急援助活動（04・12―05・1）	ロシア連邦カムチャッカ半島沖国際緊急援助活動（05・8） パキスタン国際緊急援助活動（05・10―05・12） インドネシア国際緊急援助活動（05・1―05・3）	インドネシア国際緊急援助活動（06・6）	ネパール国際平和協力業務（07・3―）

（継続中）

・アジア、中東、アフリカ、中米など、約20の国際活動を実施
・のべ約3万人に及ぶ自衛隊員を派遣

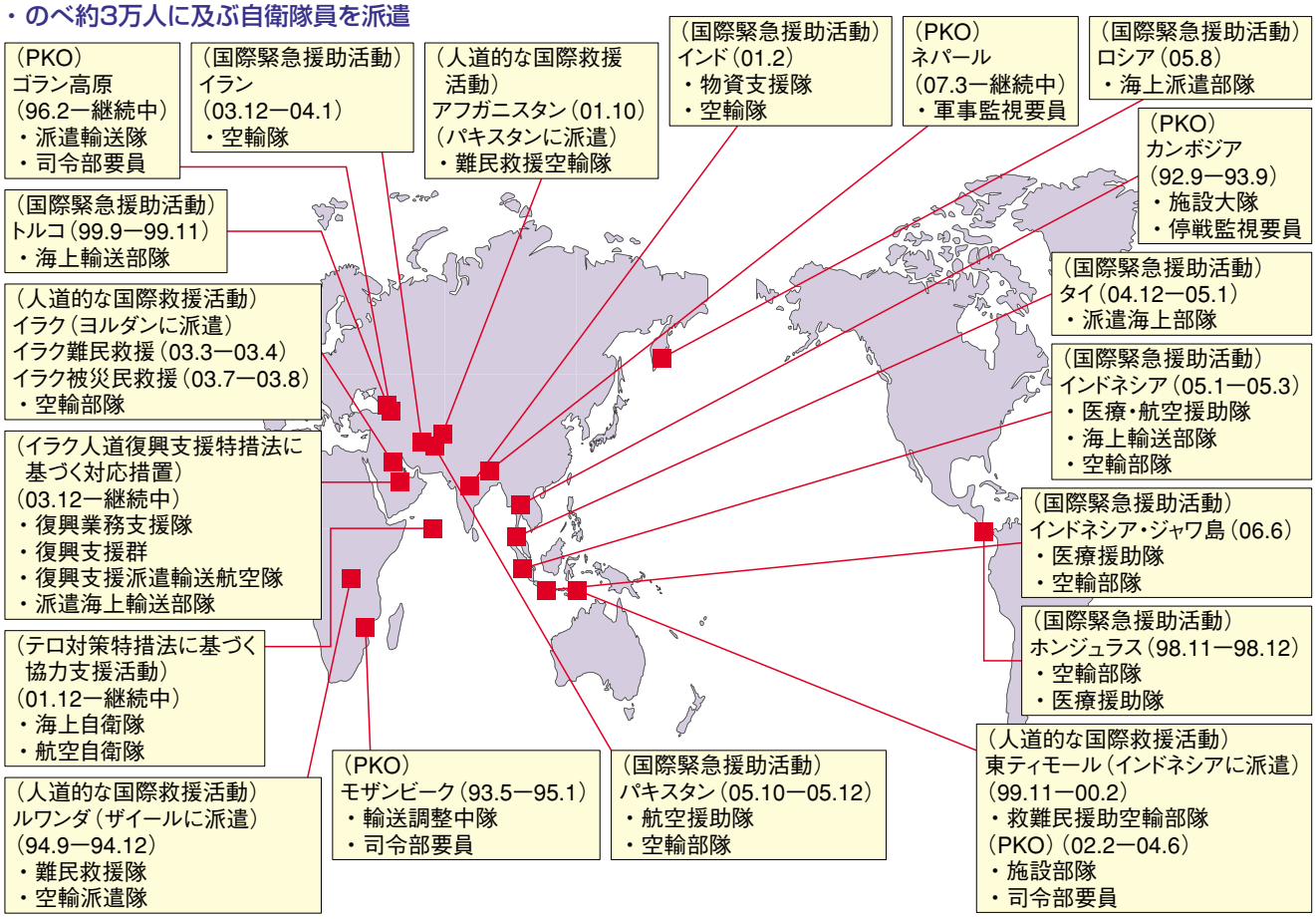

図表Ⅱ－3－1－4　国内外からの自衛隊の評価

図表Ⅱ－3－1－5　自衛隊に対する評価

自衛隊への全般的な印象
国民の85%が好印象
（過去最高）

災害派遣の印象
89%が成果を上げていると認識（過去最高）

国際平和協力活動への取組
国民の85%が肯定的
（今回が初の調査）

信頼できる組織・機関　※
16年：2位、17年：4位

※は読売新聞社調べ（平成16年11月、平成17年11月調査）。その他は「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」（平成18年２月調査）

2 今日の防衛省・自衛隊の活動

今日、変化する安全保障環境においては、テロ・不審船対処、弾道ミサイルへの対処、米軍再編、国際平和協力活動、国民保護や防災などの面で、諸外国、関係省庁や地方公共団体などとの協議の必要性が高まっており、防衛省・自衛隊の任務・役割がますます拡大している。

具体的には、①米国をはじめとする「諸外国」との協議、②自衛隊の国際平和協力活動、基地を抱える地方公共団体への地域振興、米軍の移転経費などに関する「関係省庁」との折衝、③国民保護、防災訓練、基地問題などに関する「地方公共団体」との協議や連携といった業務が増えている。これらの協議や折衝は、日本の防衛や国民の安全に直結している。

防衛省は、政策を企画立案し、自衛隊を運用し、諸外国、関係省庁や地方公共団体などと協議する一方で、危険を顧みずに任務に就く隊員やその留守家族に対し、さまざまな支援も行う組織へと変化している。

このような状況の下、防衛省が、「国の防衛」に専任する主任の防衛大臣の指揮監督の下で、国の防衛に関して責任と権限を持って、日本の平和と安全そして国の将来を見据えながら、諸外国、関係省庁や地方公共団体との協議など防衛に関する業務を行っていくことが求められている。

本項では、今日のさまざまな防衛省・自衛隊の活動のうち、イラク人道復興支援活動、弾道ミサイル防衛、在日米軍施設・区域をめぐる諸問題への取組を具体例として挙げて、防衛省・自衛隊の活動の一端を紹介する。

1　イラク人道復興支援活動

国際社会は、イラク人自身によるイラクの復興と再建を支援するため、一致団結して取り組んできた。イラクが今後、平和で安定した社会を構築していくためには、イラク人による努力のみならず国際社会全体がこの問題に真剣に取り組む必要があり、わが国を含め国際社会による数多くの努力が重ねられることが必要となっている。わが国も国際社会の責任ある一員として、また、わが国自身の国益を踏まえ、これまで約3年半、イラクの復興のために活動してきた。

宿営地に残る隊員に見送られてサマーワを出発

政府は、04（平成16）年初めの派遣開始以来、イラク人道復興支援特措法に基づき人道復興支援活動等に当たってきた陸自部隊について、ムサンナー県のイラク人が自ら復興を行うために必要な最小限の基盤を整えるとの目的を達成したと判断し、同地から撤収させた。一方、空自部隊については、国連からの要請も踏まえ、国連および多国籍軍への支援を行うため活動を継続し、バグダッドやエルビルなどへの空輸を行っている。

このように防衛省・自衛隊は、自衛隊のイラク人道復興支援活動等を効果的に実施するため、これまでさまざまな試みや施策を行ってきたが、次の事項は、陸自部隊によるイラク人道復興支援活動等をこれまで効果的に実施することができた要因でもあったと考えられる。

ア　派遣地域の選択

イラク人道復興支援特措法の成立後、活動の具体的要望を調査するため、政府調査チームや自衛官を中心とした専門調査チームが派遣された。

特に自衛官を中心とした専門調査チームによる調査の結果、イラク南東部地域は、①医療機器の提供および病院施設の修理に関して期待が大きいこと、②小学校の補

アル・ナーヒル小学校において文房具を配る陸自隊員

ODAでイラクに供与された給水車

修（校庭の整地、校舎の塗装など）を実施することは、地元住民との関係において有効であること、③水道インフラの状況などが悪いため、ムサンナー県における生活用水の供給は質量ともに不十分であったことが明らかになった。また、同チームによる調査により、同地域は治安が比較的安定していることが確認された。

政府は、これらの調査結果や諸情報を総合的に分析した結果、イラクにおいてわが国による復興支援が期待されていることや、自衛隊が安全を確保しながら実施可能な活動の分野があることが明らかになったことも踏まえ、国際社会の責任ある一員として、わが国に相応しい活動を行っていくべきとの判断から、派遣を決定した。

イ　政府開発援助（ODA）との連携

イラクでの陸自の活動においては、外務省所管のODAによる支援が「車の両輪」としてイラクの復興に寄与した。例えば、医療支援活動では、ODAにより供与された医療器材を用い、自衛隊が医療技術指導を行うなど、ODAと自衛隊の人的協力が有機的に機能することで、サマーワの医療体制の充実にハードからソフトまで切れ目のない支援を行うことが可能となり、大きな成果を残した。この他、給水、公共施設の復旧・整備の分野においても、自衛隊とODAの連携により、復興支援活動を有効に実施し、その結果、日本としてイラクの復興支援に目に見える成果を残すことができた。

ウ　過酷な環境への対応策

イラクにおける活動は、過酷かつ困難な環境における活動であったため、防衛庁（当時）は、派遣当初から、派遣隊員が心身の健康を確保して任務を支障なく遂行できるように態勢を整えることを、非常に重視してきた。隊員がこのような困難な勤務環境下においても、勤務意欲を維持し、安んじて職務に専念しうるよう、派遣部隊の宿営地などにはトレーニングジムや家族との連絡のための部屋を備えた厚生施設などを整備した。

また、国際電話、テレビ電話、電子メールにより、派遣隊員と家族が直接会話などができるよう連絡手段を確保するとともに、隊員および留守家族の近況について相互にビデオレターを提供して、隊員と留守家族の絆を維持する態勢を整えていた。さらに、家族支援センターなどを開設し、留守家族に対する支援を行い、隊員が安心

テレビ電話で隊員と話をする家族

して任務に専念できるよう配意した。

他方、前述のとおり、メンタルヘルスケアの施策も行っており、派遣前にストレスの軽減に必要な知識を与えるため、講習を行うとともに、現地では、カウンセリング教育を受けカウンセラーに指定された隊員を配置するなど、厳しい環境下で職務に従事する隊員の精神面のケアに十分配慮した。加えて、派遣部隊に医官を配置し、状況に応じて本国からの専門的知識を有する医官などの派遣や帰国治療をさせる態勢を整えた。

エ　現地住民との交流

陸自派遣部隊が活動を行うにあたっては、地元住民との良好な関係が不可欠であった。そのため、隊員は、人道復興支援活動等を行うと同時に、現地の人々に折り紙を教えたり、音楽演奏を行うなど現地の人々との交流にも努力した。これに対し、現地の子供達が演劇を催し、絵を贈ってくれるなど心温まる交流が進んだ。

これらの交流を通じて、現地住民との良好な関係が構築され、05（同17）年２月26日には、陸自宿営地前で、陸自派遣部隊を支援するデモが行われ、約150名が参加した。支援デモが開催されたことは多国籍軍の中でも例を見ない出来事であった。また、活動間や移動間に、現地住民達が陸自派遣部隊の隊員に対して笑顔で手を振るのが日常の光景となった。

オ　諸外国の防衛担当組織などとの友好的関係

陸自派遣部隊が派遣される以前から、ムサンナー県の治安維持任務はオランダ軍が担当していた。オランダ軍からは、陸自部隊の派遣前に行われた調査チームに対する支援、部隊の展開に対する支援、陸自派遣部隊の活動開始後の各種支援などさまざまな支援を受けてきた。そのオランダ軍も05（同17）年２月に撤収を開始し、同年３月７日にムサンナー県の治安維持任務を英国軍が引き継いだが、同年５月からオーストラリア軍がサマーワに派遣され、同年５月以降、陸自派遣部隊の撤収まで英国軍とオーストラリア軍が活動していた。サマーワの治安は、他の地域と比較すると安定しているとはいえ、危険なテロリストなどが活動している可能性もあるため、多国籍軍と連携することが陸自派遣部隊にとっては、重要であった。このため、現地部隊においては、相互に連絡員を派遣するほか、定期的な意見交換・文化交流やその他の交流を図るなど、密接に協力しつつ陸自派遣部隊は活動を行った。英豪軍などとの緊密な意見交換を通じて得た治安に関する情報は、自衛隊の安全確保に役立った。

このように、自衛隊による効果的な人道復興支援活動等を実施するため、防衛省・自衛隊は、さまざまな課題に対して施策を企画立案することで経験を蓄積してきた。この蓄積された経験を下に、今後の国際平和協力活動に主体的かつ積極的に取り組むための一定の基盤ができたことは、防衛省・自衛隊にとって大きな成果であると言える。

参照 ＞ Ⅲ部3章1節（P280）

アル・アスマイル小学校の前で子供達とふれあう陸自隊員

多国籍軍兵士に書道を教える陸自隊員

2　弾道ミサイル防衛

(1) 導入の経緯

わが国は03（平成15）年12月、弾道ミサイル防衛システムの導入を決定したが、導入に至るまで政府部内では真剣な議論が行われた。

防衛省は、新たな安全保障環境の下では、大量破壊兵器を搭載しうる弾道ミサイルはわが国にとって現実的な脅威であると分析していた。

一方で、弾道ミサイル防衛は、鉄砲の弾を鉄砲で撃ち当てるよりも数段難しいと言われ、極めて高度なレーダー技術と迎撃ミサイルの誘導技術を必要とする。米国においても弾道ミサイル防衛システムの開発は困難なものであった。米国ではレーガン政権以降20年以上の歳月と10兆円にも上る経費をかけて弾道ミサイル防衛に取り組んできた結果、イージス艦搭載の迎撃ミサイルSM-3と地上からの迎撃システムであるペトリオットPAC-3を実用化するなど、弾道ミサイルを迎撃する能力を保有するに至った。

これらを受け、わが国においても、防衛省をはじめとして弾道ミサイル防衛システムを導入すべきか否かの検討が活発化した。

また、日米間には解決すべきさまざまな問題があった。米国の生産能力に限界がある中、日本に対し弾道ミサイル防衛能力を配備することができるか、日米間の情報共有をどうするか、その他日米共同の運用構想をどうするか、などである。

防衛省と米国防省との協議など日米両政府間での協議の結果、米国は日本へ弾道ミサイル防衛能力を配備する、情報は然るべく共有する、日本として主体的に弾道ミサイル防衛を行うこととしつつも、日本防衛に万全を期すべく日米共同で運用を行う方向で検討するということでまとまった。

最終的には、約半年にわたる政府部内での議論を経て、政府は03（平成15）年末に導入を決定した。

(2) 導入計画の前倒し

防衛省は、弾道ミサイルの脅威から国民の安全、安心を確保するため、従来から、弾道ミサイル防衛システムの早期配備に向けてさまざまな検討を行ってきた。昨年７月の北朝鮮による弾道ミサイルの発射など昨今の情勢を踏まえ、さらなる検討を行った結果、平成23年３月末を目途に完成する予定であったペトリオットPAC-3の16個高射隊体制について、平成22年前半までに完成することが可能であるとの見通しを得ている。

発射されるSM-3［米国防省］

また、SM-3搭載イージス艦についても、BMD改修１番艦「こんごう」の整備完了が平成20年３月頃とされていたところ、米国との調整を行った結果、平成19年12月に整備を完了する予定となっている。その他のSM-3搭載イージス艦の配備の前倒しについても、米国と調整を行っており、今後、具体的な配備時期を確定していく予定である。防衛省は、今後とも、BMDシステムの早期配備について不断に検討を行っていきたいと考えている。

(3) 米軍PAC-3などの配備

相当の弾道ミサイル対処能力を持つ米軍部隊をわが国に可能な限り早期に配備することは、わが国の防衛上有効である。わが国は、弾道ミサイル攻撃から国民の安全を確保するため、従来から、米国との弾道ミサイル防衛協力を推進すべく全力で取り組んできた。その具体的な成果として、昨年６月には、青森県の航空自衛隊車力分屯基地に、米軍のBMD用移動式レーダー（AN/TPY-2：

発射されるペトリオットPAC-3ミサイル

いわゆる「Xバンド・レーダー」）が配備され、同年８月末には、BMD能力搭載イージス艦「シャイロー」が横須賀港に入港し、さらに、同年９月以降、米軍PAC-3が沖縄県の嘉手納飛行場などに配備された。

今後も、弾道ミサイル防衛に関しては、わが国自身による防衛能力の早期確保に全力を挙げるとともに、米国とも緊密に連携をとっていくこととしている。

３　在日米軍施設・区域をめぐる諸問題への取組

在日米軍再編の協議については、３年半に及ぶ日米間の厳しい交渉を経て、昨年５月１日に「再編実施のための日米のロードマップ」という形で最終的な取りまとめがなされた。これは、最近における安全保障環境の変化と両国の防衛・安全保障政策の発展を踏まえ、抑止力の維持と地元の負担軽減を通じて日米安全保障体制を一層実効的なものとしていく上で極めて重要な一歩であり、その意義は大きい。

在日米軍の施設・区域は、わが国に対する武力攻撃があった場合、日米の共同対処を迅速に行うために重要な役割を果たすこととなる。また、在日米軍は、わが国に対する武力攻撃を未然に防ぐ抑止力としても機能し、わが国の安全の確保において、極めて重要な役割を果たしている。このような米軍のプレゼンスは、地域における米軍の関与の基盤となるものであり、地域の平和と安定を維持するために不可欠なものとなっている。

在日米軍施設・区域がその機能を十分に発揮するためには、これを抱える地元の理解と協力が欠かせない。一方で、在日米軍施設・区域については、日米安保条約締結以来、過去数十年の間に、市街化が進み、これらと都市部や産業地区とが隣接し、住民の生活環境や地域振興に大きな影響が見られるなど、その周辺における社会環境は大きく変化している。在日米軍施設・区域が十分に機能を発揮するとともに、真に国民に受入れられ、支持されるものであるためには、こうした周辺における社会環境の変化を踏まえて在日米軍施設・区域による影響をできる限り軽減する必要がある。このため、政府は、在日米軍の再編に当たり、在日米軍施設・区域の周辺の負担軽減に取り組むことにより、施設・区域の安定的な使用を確保するよう努めてきたところである。

他方、抑止力を維持しつつ、米軍施設・区域が所在する地元の負担軽減を実現するためには、誰かが代わってその負担を負わねばならない。このため、政府は、再編に伴って負担を受けることとなる地元自治体に対する地域振興策等についても、併せて検討してきたところである。

このように、在日米軍の再編を実現するためには、基本的には、米側との協議、政府部内の調整、地方公共団体との協議を経て、整合性ある国の施策としてまとめていくことが必要である。

防衛省においては、対米協議は本省の内部部局、地方公共団体との調整は防衛施設庁が中心となってそれぞれ対応してきたが、今年度中に、防衛施設庁を廃止して防衛省本省に統合し、米側、関係省庁、地方との協議や政策立案が円滑かつ効果的に実施できるような体制とすることとしている。

今後、国民や地元の信頼を得て在日米軍施設・区域をめぐる諸問題に取り組んでいくために、防衛省は、防衛に関する責任と権限を有する立場から、積極的に対応していく必要がある。

参照 > Ⅲ部2章2節（P232）